

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
堺西高等学校	<p>設置工事及び改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和5年2月28日（検査日：令和5年2月28日）</p> <table border="1" data-bbox="463 604 1552 737"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校応接室空調機設置工事</td> <td>308,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年11月12日（検査日：令和4年11月12日）</p> <table border="1" data-bbox="463 772 1552 905"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事</td> <td>2,303,070円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工事完了日：令和4年9月8日（検査日：令和4年9月8日）</p> <table border="1" data-bbox="463 940 1552 1073"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ手洗栓改修工事</td> <td>848,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 工事完了日：令和5年1月13日（検査日：令和5年1月13日）</p> <table border="1" data-bbox="463 1108 1552 1241"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（追加分）</td> <td>1,015,410円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 工事完了日：令和5年3月4日（検査日：令和5年3月4日）</p> <table border="1" data-bbox="463 1276 1552 1409"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（温水便座化）</td> <td>2,444,640円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校応接室空調機設置工事	308,000円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事	2,303,070円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ手洗栓改修工事	848,100円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（追加分）	1,015,410円	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（温水便座化）	2,444,640円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>          （台帳の取得登録）          第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。          2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。          (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。          (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格）          第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。          (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。          「別表4 固定資産計上基準表」</p> <p>（固定資産計上の基本方針）          1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。          2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校応接室空調機設置工事	308,000円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事	2,303,070円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ手洗栓改修工事	848,100円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（追加分）	1,015,410円																					
工事名称	金額																					
大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（温水便座化）	2,444,640円																					
<b>措置の内容</b>																						
<p>公有財産台帳への資産の登録について、修正を行った。また、会計局会計指導課あて修正依頼を行い、財務諸表上の修正処理を受けた。</p> <p>検出事項の原因は、担当者の新公会計制度についての理解不足にある。</p> <p>再発防止に向けて、新公会計制度についての理解を深めることはもとより、工事費を支払う際は「資産と費用の区分表」を作成するとともに財務会計システムの「仕訳区分表」を画面印刷し、それぞれ支払書類に添付して事務室全体でチェックすることとする。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）